

第2回世羅町議会定例会会議録

令和6年6月6日
第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第2回世羅町議会定例会 (第3号)

令和6年6月6日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 第 1 報告第 3 号 | 工事請負契約の変更について |
| 第 2 報告第 4 号 | 令和5年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 3 報告第 5 号 | 令和5年度世羅町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 第 4 報告第 6 号 | 令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 第 5 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 6 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 7 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 8 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 9 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 10 議案第 51 号 | 建設請負契約の変更について |
| 第 11 議案第 52 号 | 財産の取得について |
| 第 12 議案第 53 号 | 世羅町子ども・子育て支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 13 議案第 54 号 | 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第 14 議案第 55 号 | 令和6年度世羅町一般会計補正予算(第1号) |
| 第 15 議案第 56 号 | 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 課 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 議 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長(米重典子) ただいまの出席議員は 12名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第3号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(米重典子) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 議案1ページをお開きください。

報告第3号

工事請負契約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

令和5年9月21日議案第70号により議決を得た城ヶ平トンネル補修工事の請負金額を、次のとおり変更する。

請負金額 変更前 62,370,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 5,670,000円)

変更後 66,847,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 6,077,000円)

2 専決処分年月日

令和6年3月22日

以上で報告を終わります。

○議長(米重典子) 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第3号 工事請負契約の変更についての報告を終わります。

日程第2 報告第4号 令和5年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
についてを議題といたします

提出者から報告を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案3ページをお開きください。

報告第4号

令和5年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙の
とおり報告する。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 繰越明許費の限度額、予算限度額と実際の繰越額を比べた場
合ほぼ限度額と繰越額が同額という場合が多くみられる。繰越の考え方というのを
お伺いしたいと思います。まず発注したときに用地交渉が未解決のまま発注して、
用地交渉が長引いた。または工期がとれないのにいきなり発注しておいて、たぶん
できるだろうと思ったらできなかったと。資材高騰とか、そういった理由があると
思うんですけど、いずれにしても限度額と実繰越額が同額というのがあまりにも
多いので、発注の仕方はどういう考えなのかというのをお伺いしたいと思います。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) お答えいたします。個別の事情につきましては財政課の
ほうでも把握できていないところもございますので、総合的な考え方についてお答
えをいたします。

この計算書を見ていただきますと、議員ご指摘のとおり限度額と実際に翌年度に繰越した額、同額のものが多いです。パターンとしてひとつには限度額を設定したうちで実際に契約ができ、工期が年度内に取れないので繰越しているパターン。それから年度末に近くなって契約が完了し、その後、およそ新年度に入って工事が始まるというパターン。最初に工期が取れないパターンのときには、おおよその契約額については決まっておりますのであらかじめ設定しておりますおおよその変更部分も含めて繰り越している場合がありますので、そういったときにはかなり繰越額が減っていると思われま

す。それから次の2点目の年度末近くになり契約ができ繰り越しているパターン、これについては実際に工事等が動いているのが今年度に入ってからという形になるかと思えます。当初契約ができているものの、その後の変更の事情があって、変更する可能性もありますので、そういったことに備えての限度額イコール繰越額としているパターン。

最後、もうひとつにはですね、完全に年度末に補正等で予算を計上し、それをそのまま繰り越す。年度内契約ができなかったため、未契約として6年度に繰り越して執行していくパターンというものも多いです。そういった未契約の案件、それから契約だけはできたが、今年度になって本格的に動いていくというような案件が多かったため、限度額イコール繰越額となっているものが多いのではないかと推察をしております。なお中にはですね、令和5年度の国の補正予算が令和5年末に通りまして、それにより町のほうでも事業を行っていくというものも多いです。そういったものについてもどうしても新年度になって事業が動いていくというものが多いので、そういった部分につきましても限度額イコール繰越額というふうになっているものと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員

○7番（藤井照憲） わかりました。要は2か年にまたがった補正予算、国の補正予算、こういったものの活用というのも大変重要だと思います。また繰越明許、または事故繰越、こういった予算制度上の制度でございますので、これらをうまく利用して世羅町の事業、そういうものをしっかり進めていただきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりご答弁を申し上げます。ご示唆いただきましたように、この繰越制度を利活用しながら国の前倒し事業等しっかり利活用するというこ

とにつなげてまいるところでもございます。ただし、安直な繰越に捉われず、年度内に精算できるものは、部分払い等精算をし、必要最小限の繰越額にとどめる。そういったところも併せ適切な運用を図ってまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 令和5年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第3 報告第5号 令和5年度世羅町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案5ページをお開きください。

報告第5号

令和5年度世羅町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和5年度世羅町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

（詳細説明）

報告は以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 令和5年度世羅町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に

ついてを終わります。

日程第4 報告第6号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案7ページをお開きください。

報告第6号

令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 新設設計業務ということですが、それぞれこれによって工事をしていくということになるのかなと思うんですが、企業債負担金を財源にして実施をするこの事業について今後どのような作業を、既に設計等はできているかもしれないが、計画をされているのか、お尋ねをします。

○議長（米重典子） 繰越明許費の繰越計算書の説明でございますが、繰越に関する質疑ですか。

▼【矢山議員：「繰越をしてきちっと完了をしないといけないわけでしょ。その考え方をお尋ねしています。」】

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。今、発注しております大田小2号線下水道管新設設計業務でございますが、現在のところ設計業務としましては90%

の進捗でございます、今月のうちに終了する予定ではございます。その後でございますが、今後それを積算に入りまして、7月を目途に発注を予定しておるという段階でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議案9ページをお開きください。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第4号

専決処分書

世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）が令和6年3月13日に公布された。

一部改正の主な内容は、次のとおりである。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第29条第2項第3号、第31条第2項第3号及び第44条第2項第3号並びに第47条第2項第3号により「20人」を「15人」に改め、第29条第2項第4号、第31条第2項第4号及び第44条第2項第4号並びに第47条第2項第4号により「30人」を「25人」に改める。

2 専決処分年月日

令和6年3月29日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 経過措置ということで、従前の規定をもっても大丈夫だということかと思うんですが、それぞれ保育士一人あたりの保育人数について、4月1日から施行するとなっているわけですが、現状について保育士を確保するのが難しいという場合になるんかと思うんですが、どのような状況になっているか、お尋ねします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 現状、世羅町内の認定こども園、保育所についての職員配置でございますが、改正後の3歳から4歳までの15人に1人、それから4歳以上は25人に1人の配置状況については職員は配置は満たしている状況でございます。

○6番（田原賢司） 議長。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 体制のところは先ほどの質問でわかったんですが、基準配置

が変わることによって、昔ですと、配置基準が変わると、単価が変わってきて財源措置のほうの手当てというのが変わってくるかと思うんですが、そちらの影響というか、試算等はあるのかないのか。またそういった支援を受けられるのかどうかというところを認定こども園等も影響あるかと思うんですが、また公立保育所ならどうなるかとかいうところを教えてください。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 今回の配置基準について認定こども園につきましては給付費の措置がございます。給付費の措置につきましては国が今回改正をしました配置基準より更に保育士の数を充足するような条件というのもございまして人数が更に十分に配置した場合には更に給付費がもらえるというか、給付があるような状況がございます。

公立につきましては3歳以上につきまして給付措置が主に他市町からの利用、連携利用で生じる場合に給付措置があるようになっております。

○6番（田原賢司） 議長。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 公立保育所のところがはっきりしないのですが、他市町から受ける分は変わるけど、現状見ている子どもたちを保育している職員の分に対する措置支援はないということなんですか。公立保育所の場合は。その点教えてください。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） このたびの改正で公立保育所についての措置について現在他市町との連携のところだけ承知しておりまして、町内の子どもを預かった場合の措置につきましては資料を持ち合わせておりません。今後研究してまいりたいと思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案13ページをお開きください。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第5号

専決処分書

世羅町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）の施行に伴い、世羅町税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものである。

専決処分に係る一部改正の内容は、法律改正による条例改正を行うもので、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を設ける内容のものである。

2 専決処分年月日

令和6年3月30日

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案18ページをお開きください。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第6号

専決処分書

世羅町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

町民税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

固定資産税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

この改正が令和6年3月30日に公布されたので、世羅町税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和6年3月30日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 説明をいただきましたが、対象者6452人、それから5600

万円の減収ということでございましたが、減収分について国が手当てをしてくれるという説明のように思ったんですが、この国の手当は減収補填債で、交付税措置を100%されるんでしょうか。その説明をお願いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回の定額減税住民税につきましては、ひとり4万円の内、所得税が3万円、住民税につきましては1万円の減税となります。この1万円部分につきまして、先ほど税務課長より今年度の町民税の減収がおおよそ5600万円程度ということでお伝えをしたところでございますが、そこにつきましては、国より起債ではなく、地方特例交付金として5600万円の100%を国より補填していただくという形になっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これから1万円について減税をしたというのがはっきりわかるように云々というようなことも言われておるんですが、6年度に払う町民税が1万円安くなるんじゃないかというように理解しておるんですが、そこら辺の作業というんか、これから税を納めるそれぞれの人に対して通知をされるんだと思うんですが、そこらの事務的などというんか、町民にとっては1万円安くなったというのがわかるような形にはなるんだと思うんですが、時期等についてどのようにお考えですか。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えします。町民税の通知につきましては、もう既に6月3日に発送を終えております。順次届いていくようになると思いますが、普通徴収の方につきましては既に減税した額で通知を申し上げております。通知をみていただきますと、減税前の税額、それから減税後の税額がわかる形になっておりまして、減税後を期別で割っている形になっております。それから事業所にお勤めの方で給与からの特別徴収をされている方につきましては5月中に世羅町から通知を出してございまして、均等割プラス所得割額がかかっている方につきましては6月の引きさりはなく、7月から来年の5月までの11回に、減税後の額を11回に分けて徴収させていただくように通知を申し上げております。

公的年金からの所得からいただく方につきましては10月分の年金の町民税が減

額ということになっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案33ページをお開きください。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第7号

専決処分書

世羅町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり

り専決処分する。

令和6年3月30日

世羅町長 奥田正和

専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円（現行22万円）に引き上げる。

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等1人につき29万5千円（現行29万円）を加算することとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等1人につき54万5千円（現行53万5千円）を加算することとする。

この改正が令和6年3月30日に公布されたので、世羅町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和6年3月30日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案37ページをお開きください。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第8号

専決処分書

世羅町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）が令和6年3月30日に公布された。

専決処分に係る一部改正の内容は、次のとおりである。

固定資産税の課税免除の対象者である特別償却設備設置者となるための取得等の期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日までに延長すること

とする。

この改正が令和6年3月30日に公布されたので、世羅町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和6年3月30日

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は10時30分いたします。

休 憩 10時13分

再 開 10時30分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第10 議案第51号 建設請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(藤原康治) 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） 議案 41 ページをお開きください。

議案第 51 号

建設請負契約の変更について

令和 5 年議案第 50 号により議決を得た（仮称）世羅町学校給食センター整備運営事業建設請負契約の請負金額を別紙のとおり変更することについて、町議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 5 年 7 月 10 日に建設請負契約を締結した（仮称）世羅町学校給食センター整備運営事業建設請負契約について、賃金及び物価に急激な変動が生じたため、請負金額を変更したい。

裏面 42 ページをご覧ください。

「4 請負金額 1,236,393,650 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 112,399,422 円）」を「4 請負金額 1,266,736,417 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 115,157,856 円）」により 30,342,767 円の増額として改めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 設備について先ほどの説明では 5.3%ということであったんですが、物価が円安等そのほかいろんな状況で変化をしておるわけですが、特にこの設備の中で値上がり大きいものを把握されておればお尋ねしたいと思います。

それから変更額が 3000 いくらでしたか、この変更について当初予算額と変更後の金額とはどのようになるかお尋ねします。

○議長（米重典子） 増額分の内容ということですね。何がどの部分が増えたのか。

▼【矢山議員：「値上がりについて主なもの」】

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） お答えいたします。設備について特に値上げが大きいものということでございましたが、その点について把握しておりません。特に把握に努めたいと思っております。それから当初との違いということでございますが、

▼矢山議員：【「当初予算に計上している金額と変更後の金額はどうなっているのか。」】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より矢山議員からのご質疑にまずは工事の設備の主な上昇分がどこにウェートがかかっているか、その分についてお答えをさせていただき、後程予算等について続いてご答弁をまた財政担当課からさせていただきたいと存じます。

まず設備全体で総じて考えますと、大きく4項目になってまいります。電気、空調、給排水、厨房という形になりますけれども、今回の大きな上昇に関わりましてはそのうち厨房機器に大きなウェートがかかっているところでございます。ステンレスを部材とした厨房機器、またその据付けに別途、別働部隊の作業が入る。そういったところ諸々のところで厨房工事に大きな上昇分が負荷がかかっていると、そのように認識をしておりますし、把握をしているところでございます。大項目についてのご答弁となりますが、ご了解をいただきたいと思います。なお、この工事につきましても私も側面的に関わらせているという状況からご答弁を差し上げました。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは予算との整合性ということの質問につきましてお答えしたいと思います。

今回、変更後で契約額が12億6600万円余りとなりますが、令和5年度におきまして前払いとして4億7800万程度支払をしております。今年度残り先ほどの変更後の金額から前払い部分を除きますと7億8800万円程度となりますが、当初予算におきまして給食センターの本体工事においては8億300万円近くの予算を計上しておりますので、この増額分はある程度見込んで予算を計上させていただいたところでございます。

なお、この給食センター整備につきましては債務負担行為として令和5年度から

21年度まで債務負担行為ということで長期の予算を組ましていただいているところでございます。この債務負担行為の限度額の枠内において増額変更をするものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） このスライド条項を適用する際の設備の話、先ほどありましたけれど、ステンレスが高騰している。この納品の品質についてはかなり以前にもご質問したと思います。実際の実勢価格で、どういう動きになってその額が妥当に5.32%の実施として現れたと。そういうものをつかんでいかないと、物価版で上がっているよと、じゃあ、どうなっているかよくわからないけどその率を使いますよと。これでは納得できないと。実勢価格がこうなっていると、ここをお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） 建設物価、ここに掲載されている資材価格と広島県土木資材単価表で掲載されている資材価格を比較いたしましたところ、ほぼ同様の変動でございましたので、今回用います建築指数につきましては信頼がおけるものと考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より若干補足をさせていただきたいと存じます。先ほど学校教育課長より答弁を申しあげました建設物価指標の公表されている数字の信ぴょう性をしっかり裏付けを取ってそれを臨むべきというところでご質疑をいただいたところであると受止めさせていただいてございます。

一例を申し上げさせていただきますと令和5年7月と令和6年1月の建設物価によりましての指標と。また広島県が公表されます県の共通単価、そういったもので同一の製品を抜き出しまして、その対比を行って私のほうも検証させていただきました。そのうえでステンレスという固有の物はございませんでしたけれども、ひとつの鋼材使用のグレーチングの単価を一例に検証しております。そのなかで令和5年7月と令和6年1月の対比の結果、建設物価につきましては18.3%の上昇。県の資材単価、共通単価を用いますと18.5%の上昇。そういった形で県資材単価については0.2ポイント多いところでありました。建設物価が0.2ポイント少ないという

形ではありますけれども、この後、主要な資材、コンクリート、鉄筋、そういったところも押しなべて検証させていただいた結果、建設物価のスライド指標と県の共通単価のスライド指標、これはほぼ、先ほど言いましたように類似した動きであるというのを確認をさせていただきまして、当初からその基底に据えております建設物価の指標を正しい、信ぴょう性のあるものとして受止め、適用をさせていただいてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この物価版の数値を使ってスライド条項を適用するというのは、これは契約上の問題ですから、これはやむを得ない部分があると思うんです。あとはこのスライドでアップしたものが正しく納入されるかどうか。ここが問題だと思うんです。たとえば先ほどステンレスの話がございましたけども、ステンレスについてもピンからキリまである。ここをしっかりと理解していただいて、本来の物価版等で取上げている品質、これに係る物品が納入されるというのが非常に大事だと思うんです。その点をしっかりと管理していただきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続いて私よりご答弁を差し上げます。品質管理、品質の確保をしっかりと確認をしていくという重要な項目でございます。ご示唆いただきましたように、側面的に私、現地関わらせていただいているところでございます。昨日の段階では鉄骨主要部材が搬入され柱建てが行われているところでございます。鉄筋に関わりましても出荷伝票、ミルシート、そういったところ私、実際に現地で把握をさせていただいているところでございます。ご指摘のようにステンレスにつきましてもS S 400といった規格をはじめ、いろいろな規格がございます。この後の特に個別に搬入をされ、設備等々に至るまでしっかりとした管理者はおりますけれども、その管理者をまた側面的に私からも確認をしていく。また担当課を中心に日ごろの確認も行っていく。そういった形で進めさせていただきたいと存じます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 物価上昇が昨年から激しくなっているということは承知しております。この件について昨年7月から本年2月までの上昇率で算定されておりますが、今もなお物価は変動して上昇傾向にあるということでございます。その場合に2月以降の物価変動が、また1.5%以上増加した場合に、同じように、今回のよ

うな変更契約がなされるのか。そこのところはどういうお考えでしょうか。説明をお願いします。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） 今後物価が上昇した場合にも同様に再度変更契約があるのかというご質問についてお答えをいたします。

今回の変更については契約日の属する月から工事着工の属する月までの物価変動が対象でございました。再度変更がある場合、工事着工に属する月、これが令和6年の1月でございますが、その令和6年の1月を基準といたしまして、そこから建築指数が1.5%上昇した場合に、たとえば1月の建築における指数が133.8ですので、そこから1.5%上昇いたしました135.8というふうに指数がなったときに変更が可能という契約になってございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） ただいまの説明では私が質問した趣旨とちょっと違うと思うんですが、2月までの物価変動で今回変更契約ということですが、2月以降にまた1.5以上上がった場合の扱いをどうされるのかという質問をしたわけですが、今、人件費、資材費、だんだん高騰しておるのは承知しております。そのようなことで再度、2回目の変更契約はあるのか、可能性があるのかどうかというのを質問したわけです。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より10番 久保議員よりご質疑いただきました件につきましてご答弁を捧げます。

担当課長より申し上げさせていただきましたが、現状の変更内容について触れたところが大きくございましたので、これからの部分について答弁が充足できていなかった部分がございます。議員ご指摘いただきますようにこのスライド条項につきましては、今回ご提案を差し上げておりますところの時期、期間については、今回が一定の締めでございますけれども、ご指摘いただきますようにこの後の物価上昇というのは緩やかに伸びているという気風は感じるところでございますけれども、1.5ポイントを上回るという可能性は0ではございません。失礼しました。変更契約につきましてはスライド条項に則りましてこれから後も1.5ポイント超える場合は、請負者から変更契約の申し出をいただく可能性はございます。そのときの積

算、また状況を判断をしながら、後に更なる物価上昇等に影響される変更の可能性はあるという可能性が出て来るということをご答弁させていただきたいと存じます。しかしながら、その内容につきましては工事の物価変動に関わりませず、これから後については内容の変更も伴ってまいります。そういったところを加味をして全体的にしっかりと変更契約の状況について取計らってまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 全協において一定の説明は受けたところでございます。町長にお伺いします。

今回の給食センターの整備事業に関わっては所管は教育委員会でございます。教育長にしても課長にしても教育に関してはプロフェッショナルでありますけれども、こうした建設に関する事業、先般で言えば光ファイバ事業なども企画課が担当でやりましたけれども、総合的なこうした大きな事業に対して、町長はこれまでどおり担当課、所管、専門でないところに任せるのではなく、もっと建設課に付随したような管財的なような特化した課を設けて運営していく、このようなことが大事ではないかと思えます。ちょっと趣旨にはずれますけれども、今の答弁等でも非常に苦しい部分が課長あります。それ私、しょうがないと思えます。専門的なところが教育に特化したところでもありますので、こういう建築に関する、そりゃ、全部把握して出るのが筋ではありますけれども、町長のその辺のお考え、これをお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 提案の内容とはちょっと違うわけございますけれども、人事に関わることをおっしゃいましたので、私のほうでお答えさせていただきたいと思えます。ご存じいただくように、これまで担当しておりました担当者を社会教育課長になってございまして、そこの部分、対応できる者として建設課から1人、人事異動をしております。現状でも副町長がこちらのほうのトップとして現在さまざまな事業を管理してございまして、いざ、コンクリを打つときとか、さっきも鉄筋の話出ましたけれども、その現場に朝、立ち会いをしてございます。いわゆる学校教育課に任せるというものではなくて、そのときそのときにすべて横断的に、いろいろと担当、特に建設課等もありますけれども、そこら辺がきちっと連携を持ちながら進めている状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そのやり方でやられるのは町長、かまわないと思いますけれども、ちゃんと横連携、町長部局が教育委員会部局と横連携して、答えにくいようであれば副町長、もしくは建設課長、こういったところが答弁するようきちっと連携を取っておいてください。今回この全協で私も同じこと聞きましたよ。これまでの物価、こういった高騰があって、物価が上がっているのに、工事請負契約の金額を変更する例があるのかとお伺いしましたら、こういったケースはないと。しかし昨今の物価高騰でこういったこともあり得ると。そしたら令和7年4月から行われます給食センターがオープンしますけれども、それまでにいささか時間がありますよ。今、6月ですから。それまでに同じように7カ月もありますけれども、物価高騰1.5%を超えた場合に、更なる金額追加がくるのかというのを全協でも聞きましたよ、それは。そういったときに即座に答えられるように答弁を考えておいてください。それくらいのことは。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より1番 高橋議員からのご質疑にお答えさせていただきます。ご指摘いただきますように町全体を通じて、工事また業務展開をしているところでございます。横展開、横連携をしっかりと行いながら本日質疑、また答弁を行なわせていただいているなかで、即座にご答弁できる体制というところをご指摘もいただきました。しっかりと横連携、共有をさせていただきながら、給食センターは運営に携わる時間はとても長いけれども、建築、この建設に伴う期間は集中して執り行うというところもでございます。部局を横断をしますけれども、私もしっかりとその中間に立ちながらご答弁できるように務めてまいります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 51 号 建設請負契約の変更については 原案のとおり可決
されました。

○議長（米重典子） 日程第 11 議案第 52 号 財産の取得についてを議題といた
します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案 43 ページをお開きください。

議案第 52 号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16
年世羅町条例第 56 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することにつ
いて、町議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 6 年度ノート型パソコン調達について、3 者による指名競争入札執行の
結果、令和 6 年 5 月 8 日、株式会社森田尚文館 代表取締役 森田 剛に落札決定
したので、物品購入契約を締結するものでございます。

次ページをお開きください。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
パソコン端末 等	ノート型パソコン	72 台

2 取得価格

ノート型パソコン 72 台

7,583,400 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 689,400 円）

3 相手方

株式会社森田尚文館

代表取締役 森田 剛

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 今の時代のこういった通信機器の中で非常に時代の変化が大きいと思うんです。リースというのは計算されてましたか。お尋ねします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをさせていただきます。申し訳ございません。リースについては試算をしておりません。これは以前も少しご質疑をいただいたなかでお答えをさせていただいたところですが、職員端末とLG1、いわゆる国・県とやりとりをする端末、またRKKシステムと申しまして住民基本台帳等を管理をする端末等がございます。これがすべてで380台程度ございます。なかなか5年に1回の更新をかけておりますので、リースには適さないのではないかとということでございますが、リースという試算は申し訳ございません。やっております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 大概の機関がそういった電子機器を購入する場合はリースと比較をしてですね、リース価格が高くなるのは当然。保守メンテが全部入ってますから。しかし購入したら保守メンテは自らやらなきゃいけない。その経費をどうみるかというのがリースのいいところと、ちょっと価格が高くなる。そこが出て来ると思うんです。是非とも比較して、どちらが有利か、その辺をしっかりと見ていただきたい、このように思います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。ただいま議員のご指摘の中でメン

テナンスという言葉もございました。今、企画課のほうでもこういった端末等のメンテナンスは別で契約をさせていただいております。そうしたなかで、セットアップ等については、額を含まない額で契約をさせていただいておりますが、リースとの比較というご指摘ございました。これについてはまた1度、年度内には1度計算は起こしてみようと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第52号 財産の取得については 原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 世羅町子ども・子育て支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議案45ページをお開きください。

議案第53号

世羅町子ども・子育て支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世羅町子ども・子育て支援施設設置及び管理に関する条例（平成23年世羅町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅町放課後児童健全育成事業の第2元気っ子クラブ、これは世羅小学校区の4年生から6年生の対象の児童が利用するクラブでございます。このクラブの移転に伴い、関係条例の整理を行うため、世羅町子ども・子育て支援施設設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) 1点だけお伺いいたします。全協でも一定の説明を受けまして新たに障害者グループホームがその近隣、コスモスですかね、ドラッグストアの所にできることにより、今回この児童ふれあいセンター第1元気っ子、第2元気っ子のほうですか。これが移転することに併せてこういった条例が組まれたと思えますけれども、その施設、この点だけ1点、その施設がどのような扱いになるのかというのだけ1点だけお伺いしておきます。

○議長(米重典子) 施設というのは元気っ子クラブの、

▼【高橋議員:「元気っ子クラブが廃止することによってどうなるのかということとです。廃止したものがどうなるのかということとです。」】

○副町長(金廣隆徳) 議長。

○議長(米重典子) 副町長。

○副町長(金廣隆徳) それでは1番 高橋議員からのご質疑に私よりご答弁をさせていただきます。

このたびは条例提案としまして当該施設に関わります条例整理を行い、この施設につきましては行政財産を解かれ、普通財産に移行する形となります。直接議案には関連して、なかなかできないところではございますけれども、この施設の行く末がどうなるのかというご質疑でございます。この当該施設に隣接しますところに現在グループホームを整備をしたい者の動きをいただいております。この者におかれましてこの当該施設、財産についても有効的に一体的に活用したいという意向を現在頂戴しているところでございます。町としましても普通財産となり遊休化する財産につきましてはしっかりと他者において利活用いただけるものであれば、その利活用に供してまいりたいと思っておりますし、そのお役に立ちたいというふうにも思っているところでございます。

この後、その者との協議をしっかりと前に進めまして、遊休化する財産が施設の処分に関わります方法はやはりお互いの者として突き詰めるところもごさいますけれども、この後の有効利活用につながるよう、この条例に関わります当該財産は扱ってまいりたいと、そのように考えているところをごさいます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 53 号 世羅町子ども・子育て支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については 原案のとおり可決されました。

日程 13 第 54 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案 47 ページをお開きください。

議案第 54 号

世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険税条例（平成 16 年世羅町条例第 51 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございませう。

世羅町国民健康保険税の税率等の変更に伴い、世羅町国民健康保険税条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございませう。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 54 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については 原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 55 号 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 50 ページをお開きください。

議案第 55 号

令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 174,944 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,586,944 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 127,077 千円、繰入金 21,000 千円、諸収入 26,467 千円、町債 400 千円を増額するものでございます。

歳出は、民生費 129,186 千円、衛生費 48,214 千円を増額し、総務費 2,100 千円、予備費 356 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 55 号 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）には原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 56 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 51 ページをお開きください。

議案第 56 号

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 341 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,538,018 千円とす

るものでございます。

歳入は、繰入金 341 千円を増額し、歳出は、総務費 341 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)には 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、6 月 14 日午前 9 時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

.....
散 会 1 1 時 4 2 分